第十八条の十五の十第二項第一号中「第十八条の十五の三第二十五項各号」を「第十八条の十五の三第二十項各号」に改め、同条第二十六項を同条第二十七項とし、同条第二十五項を同条第二十六項とし、同条第二十四項中「第十八項から第二十項まで、第二十四項、第二十五項、第二十六項（第二号に限る。）、第三十二項、第三十六項及び第三十七項」を「第十三項から第十五項まで、第十九項、第二十項、第二十一項（第二号に限る。）、第二十七項、第三十八項及び第三十九項」に、「及び第三十七項から第四十一項まで」を「、第三十七項及び第三十九項から第四十二項まで」に改め、同項の表第十八条の十五の三第十八項の項中「第十八条の十五の三第十八項」を「第十八条の十五の三第十三項」に、「第二十六項第二号」を「第二十一項第二号」に、「第十八条の十五の十第十八項」を「第十八条の十五の十第十九項」に、「第十八条の十五の十第二十四項」を「第十八条の十五の十第二十五項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十項の項中「第十八条の十五の三第十五項」に改め、同表第十八条の十五の三第二十五項の項中「第十八条の十五の三第二十五項」を「第十八条の十五の三第二十項」に改め、同表第十八条の十五の三第三十二項の項中「第十八条の十五の三第三十二項」を「第十八条の十五の三第二十七項」に、「第十五項第二号」を「第十項第二号」に、「第十八条の十五の十第二十三項第二号」を「第十八条の十五の十第二十四項第二号」に改め、同表第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項の項中「第十八条の十五の三第三十六項及び第三十七項」を「第十八条の十五の三第三十八項及び第三十九項」に、「第三十七条の十四第二十七項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同表第十八条の十五の四第一項の項中

「

次項並びに第十八条の十五の九第二項第八号イ	次項
非課税口座の	未成年者口座の

」を「

非課税口座の	未成年者口座の

」に改め、同表第十八条の十五の四第五項の項中「前条第十五項第二号」を「前条第十項第二号」に改め、同表第十八条の十五の五の項中「第十八条の十五の三第十五項第二号」を「第十八条の十五の三第十項第二号」に改め、同表第十八条の十五の七第二項の項中「第十八条の十五の九第二項第八号ハ」を「第十八条の十五の九第二項第八号」に、「第十八条の十五の十第二十四項」を「第十八条の十五の十第二十五項」に改め、同表第十八条の十五の八第一項の項中「第二十五条の十三第十七項第二号」の下に「（同条第二十四項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）」を加え、「、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」を削り、「同条第十二項第二号」を「同条第十二項第三号の書類、同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に、「若しくは書面」を「、書面若しくは書類」に改め、同表第十八条の十五の八第二項の項中「若しくは第二十項」を「、第二十項若しくは第二十七項」に改め、同表第十八条の十五の八第三項の項中「同条第十二項第二号」を「同条第十二項第三号の書類、同項第四号」に、「同項第四号」を「同項第六号」に改め、同表第十八条の十五の八第四項の項中「、特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」を削り、「及び」を「、施行令第二十五条の十三の八第十二項第三号の書類」に改め、「、依頼書」の下に「、書類」を加え、同条第二十四項を同条第二十五項とし、同条第二十三項第五号中「第十三項第三号」を「第十四項第三号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十二項を同条第二十三項とし、同条第十四項から第二十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十三項第一号中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「第十六項及び第十七項」を「第十七項及び第十八項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「第二十五条の十三の八第十二項第四号」を「第二十五条の十三の八第十二項第六号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項中「第二十五条の十三の八第十二項第二号」を「第二十五条の十三の八第十二項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9　施行令第二十五条の十三の八第十二項第三号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　施行令第二十五条の十三の八第十二項第三号の書類の提出（同号に規定する提出をいう。次号において同じ。）をする者の氏名、生年月日及び住所

二　前号の書類の提出先の金融商品取引業者等の営業所の名称及び所在地

三　当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該未成年者口座に係る継続管理勘定に移管しないことを依頼する旨

四　当該移管しない未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数若しくは持分の割合又は価額

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十五の十一第二項第四号中「次項」を「第四項」に改め、同条第五項を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第十八条の十五の九第三項の規定は未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた日の属する年の未成年者口座年間取引報告書を作成する場合における前項第四号及び第五号に掲げる事項の記載について、同条第四項の規定は」を「第十八条の十五の九第四項の規定は」に、「前項第四号に」を「第二項第四号に」に改め、「、それぞれ」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　未成年者口座に非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられた日の属する年の未成年者口座年間取引報告書を作成する場合において、当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が当該非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を取得した時前に、その未成年者口座内上場株式等と種類及び銘柄を同じくする未成年者口座内上場株式等の取得をし、かつ、当該取得をした未成年者口座内上場株式等の全てを既に当該非課税管理勘定又は継続管理勘定から払い出しているときは、これらの未成年者口座内上場株式等は、それぞれその種類及び銘柄が異なるものとして、前項第四号及び第五号に掲げる事項を記載するものとする。

第十八条の十七第二項中「若しくは同項第三号に掲げる法人」を「、同項第三号に掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる電子決済手段等取引業者」に改める。

第十八条の二十第三十六項第七号中「に規定する居住者」を「の居住者」に改め、同条に次の三項を加える。

37　法第四十条の四第十二項の居住者は、その者に係る添付不要部分対象外国関係会社（同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社をいう。次項において同じ。）の第三十九項において準用する前項に規定する財務省令で定める書類を整理し、起算日から七年間、当該財務省令で定める書類を納税地に保存しなければならない。

38　前項に規定する起算日とは、同項の添付不要部分対象外国関係会社の各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日の属する年（その年分の所得税につき確定申告書を提出する年に限る。）の翌年三月十五日の翌日をいう。

39　第三十六項の規定は、法第四十条の四第十二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第三十六項中「同項各号に掲げる外国関係会社」とあるのは「同条第十一項第一号に規定する添付不要部分対象外国関係会社」と、「「添付対象外国関係会社」とあるのは「「添付不要部分対象外国関係会社」と、同項第七号中「第四十条の四第十一項」とあるのは「第四十条の四第十二項」と、「添付対象外国関係会社」とあるのは「添付不要部分対象外国関係会社」と読み替えるものとする。